

1 背景・他政令市の状況

(1) 背景

○「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和4年4月1日施行。プラ製品の設計から廃棄物の処理までのライフサイクル全般について、あらゆる主体におけるプラ資源循環の取組を促進するための措置を講じるもの。

○同法では、市町村の責務として、プラスチック廃棄物（容器プラと製品プラ）の分別収集及び再商品化が求められた。このプラ廃棄物の収集・再商品化は努力義務とされた反面、循環型社会形成推進交付金（清掃工場など施設整備のための交付金）の交付要件となった。

■ 循環交付金の交付要件

令和4年度以降に新たな地域計画を策定し廃棄物処理施設の整備を行っていく場合、当該地域計画期間の末日から1年後までにプラ廃棄物の収集・再商品化を実施しないと当該地域計画に新たに掲載した施設に対する交付金が交付されない。なお、令和4年度以前に策定した地域計画に掲載されている施設は、経過措置によりこの交付要件の対象外となる。

※地域計画とは、「循環型社会形成推進地域計画」のことで、当該地域における5年程度のごみ処理方法とそれに伴い整備する施設などを定めた計画のこと。この計画に基づいて循環交付金が交付される。

(2) プラ廃棄物の再商品化の方法について

① 容リ協ルート（既存の容器プラのルートを利用）

容リ協に再商品化を委託。委託前の処理（選別・梱包・保管後）は必須

➡処理するプラ廃棄物の増に伴い、収集体制や選別処理施設の増強が必要

② 市独自ルート（認定再商品化計画を策定）

市独自で再商品化事業者へ委託

➡再商品化事業者が市内や近郊の場合、選別や梱包などの作業が省略できる場合もあり、上記①よりも費用負担を抑えられる可能性あり

※いずれの場合も容器プラの再商品化費用の99%は事業者負担となるが、製品プラ分の再商品化費用は市町村が100%の負担となる

■ 特別交付税について

プラ廃棄物の収集・再商品化による経費増の一部を特別交付税により措置する予定。

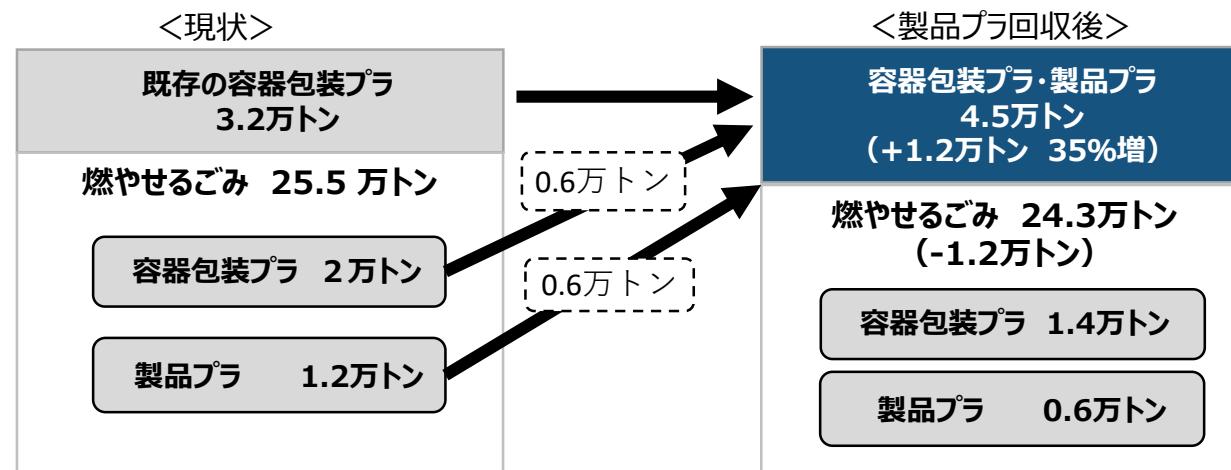
※金額など具体的な内容はR4の秋頃に国から示される予定。

(3) 他政令市の状況

	開始予定（実証実験）	再商品化方法	備考
他政令市の状況については、公開について各都市の了承を得ていないことから、非公開とします。			

2 容器プラと製品プラを回収した場合のごみ量の変化

- 現在、製品プラは燃やせるごみ(有料)、容器プラは資源物（無料）として収集している。
- 燃やせるごみ 25.5万tの中には、未分別の容器包装プラスチックが2万トン、製品プラスチックが1.2万トン含まれている。
- 製品プラの回収も始めると分別収集量が35%増加（他都市実証実験から）すると仮定すると、燃やせるごみのうち容器プラ0.6万トン、製品プラ0.6万トンがプラスチック分別収集に移行。



※R3実績を使用

3 課題

(1) 製品プラ回収の手法について

製品プラ回収の手法は、次の手法が考えられるため、どの手法にするかが課題である。

①ステーション収集

容器プラと製品プラを混合した状態でごみ袋に入れてもらいごみステーションで収集する。

(メリット)

市民には一番わかりやすい方法でプラの回収率も上がり、燃やせるごみが減る。

(デメリット)

- ・収集量増による収集体制の影響（現在の車両、人員、収集頻度では賄えない可能性あり）。
- ・収集量増による委託費の増。
- ・ごみステーションのごみが溢れる可能性があり、町内会のごみステーション管理の負担が増加する。

②拠点回収

容器プラと製品プラは、別々に収集しても良いこととなっている。そのため、製品プラのみ回収拠点を設けて、そこで回収する手法も可能である。

(メリット) ステーション収集よりは経費を抑えられる見込み。

(デメリット) 市民には手間であり、プラの回収率もあまり上がらないと思われる。

※国は拠点回収を認めながらもどの程度の拠点を置かなければならないかなど明確な回答を避けている状況。

(2) 再商品化の手法について

再商品化の手法は、上記1(2)のとおり、次の手法が考えられるため、どの手法にするかが課題である。

①容リ協ルート

(メリット) 再商品化する事業者を市で探さなくてよい。

(デメリット)

・国が示した選別の実施が必要であり、かつ処理量が増えることから、現在の選別施設では対応できなく、増強が必要となり、かなりの経費増となる。

※容器プラの委託単価は年々上昇しており、さらに製品プラ分の費用が上乗せされる

容器プラの委託単価	R2	R3	R4
(税抜き)	49円/ k g	51円/ k g	53円/ k g

②市独自ルート

(メリット)

・再商品化事業者が市内や近郊の場合は、清掃車で直接搬入し、市での選別・梱包などの処理が不要になる可能性があり、その場合、費用が抑えられる。

(デメリット)

- ・再商品化事業者を市で探さなくてはいけない（できれば市内に誘致）。
- ・再商品化事業者の撤退の可能性も視野に入れる必要がある。

(3) 費用負担について

製品プラ回収の実施には、どの手法で実施しても経費増が見込まれる。

○市町村の費用負担増に対して、国は特別交付税により措置することを示しているが、その具体的な内容は示されていない（国は自治体のプラ処理の状況を見て決める予定）。

○容リ協ルートはR5から開始のため、委託単価はまだ示されていない。

→費用負担の増大額を算定するための情報が現時点では不足しており、実際に市が負担する額は明確になっていない。

(4) 製造・販売事業者の動きについて

プラ法では、製造・販売事業者に対し、プラの削減を求めており、また、自主回収なども求めている。そのため、今後、プラごみの排出量に変化が起きる可能性も視野に入れなくてはならない。

(5) 参考・市民の声

【市民アンケートの結果（R4.1報告書）】

問 プラごみを減らすために必要だと思うこと

- 企業がプラごみとならないようなものを製造・販売する・・・61.9%
- 消費者が、不要なプラを使わない、ごみの発生を減らす・・・20.9%
- 自治体が、プラごみ削減の普及啓発を推進する・・・3.3%

問 プラ一括回収（容器プラ+製品プラ）の費用は誰が負担すべきか

- 製造・販売事業者・・・28.2%
- 国や市・・・21.4%
- ごみ処理に新たな費用が発生するなら一括回収はしないほうがよい・・・14.8%
- ごみを出す市民・・・9.3%

【ある町内会からの意見書（R4.2）】

町内会としては、プラの一括回収について非常に恐怖がある。

容プラごみは一番かさばるので、町内会ではプラごみの量に合わせて容器を設置しているが、一括回収なら完全に溢れる。

市が一括回収を導入するなら、単に容プラに製プラを混ぜるといった収集方法は導入しないようお願いする。

4 今後の方向性

容器プラと製品プラの回収・リサイクルが循環交付金の交付要件となったことから、課題にある製品プラの回収や再商品化の手法について、他都市の先行事例や国内の再商品化事業者の状況をもとにどの手法が一番適当かを検討していく。